

米国の進学適性検査SATにおける 障害受験生への受験特別措置について

研究開発部特別試験研究部門 藤 芳 衛

1 はじめに

1990年制定の「障害を持つアメリカ人に関する法律」に規定されている米国の障害者に対する大学入学者選抜試験の実施理念を紹介するとともに、障害受験生に対する受験特別措置の例として大学進学適性検査SATの実施方法について簡単に報告する。また、現在最も関心が寄せられている研究課題であるフラグド・スコア(flagged score)の問題、すなわち試験実施機関が障害受験生の成績に、受験特別措置の内容を付記して大学に提供する問題を解説する。

なお、本稿は筆者の在外研究中に入手した情報をまとめたものである。筆者は、1992年3月から10ヶ月間在外研究員として米国に滞在する機会を得た。その折、念願の教育テスト事業団ETSを訪問し、障害者の入試研究の関係者と懇談することができた。また、多数の文献も提供いただいた。

2 「障害を持つアメリカ人に関する法律」にみる大学入学者選抜試験の実施理念

米国では大学入学者選抜試験等、障害受験生への受験特別措置の実施理念が法的に確立している。試験の成績に対する障害の要因の影響をできるかぎり排除し、健常者と平等に試験を実施するため、各試験実施機関には適切な受験特別措置を講じるよう義務づけられている。「1990年の障害を持つアメリカ人に関する法律」に規定された実施理念を紹介する。

米国では、1973年の「リハビリテーション法第504条」を受けて、1990年には「障害を持つアメリカ人に関する法律」が制定された。正式には「障害に基づく差別の明確且つ包括的な禁止を確立するための法律」と呼ばれる。障害を持つ人々に平等な機会を保証するため、明確で、一貫性があり、実施可能な規程が規定されており、広範囲に適用される。正に歴史的・記念碑的な差別禁止法と言える²⁾。

本法律には障害を持つ者の試験と教習に関する規定が含まれている。

①中等教育又は中等教育後の教育

②専門教育又は職業教育

の諸目的のための申込み、免許制、証明又は単位授与に関する試験又は教習過程を提供する者は、障害を持つ者が利用できる場所及び方法でその試験又は教習課程を提供しなければならない。もし、このような場所及び方法が利用できなければ、障害者が利用可能な別の代替的取扱を提供しなければならないと規定されている²⁾⁵⁾。

試験に関して言えば、このような試験を提供する試験実施機関は以下の保証措置を取らなければならない⁵⁾。

第1に試験結果に対する障害の要因の影響の排除である。感覚の技能・手指の技能・話す技能の障害を持つ者に試験を実施するに当たっては、試験結果にこのような障害が反映されるものであってはならない。試験が測定目標としている個人の適性や学力及びその他のいかなる要素をも正確に反映するものであることを確実に保証するよう、最も効果的な方法で試験は選択され、実施されなければならない。(ただし、感覚的・手指の技能・話す技能が当該試験が測定目標としている要因である場合を除く。)すなわち、大学入学試験の場合、障害受験生も高校の卒業資格又はそれに相当する資格を有し

ていれば、いわゆる有資格者である。このため、入学者選抜試験の目標が、ただし下記にいう障害の程度を測定するものでないかぎり、試験結果に対する障害の要因の影響をできるかぎり排除し、その個人の進学適性や学力をできるかぎり正確に測定するものでなければならない。

第2に健常者と平等な試験の実施である。感覚の技能・手指の技能・話す技能の障害を持つ者のために準備される試験も、健常者と同様便利な場所と同じ試験の回数及び適切な方法で平等に行なわれなければならない。

第3に障害者に対する受験可能な施設設備の準備又はその代替的配慮の準備である。試験は障害を持つ者にとって利用可能な施設設備で実施されなければならない。又は、受験可能な代替的配慮がなされなければならない。試験に必要な特別措置には、

- ①点字や拡大文字の問題冊子や解答用紙の準備
- ②カセット・テープ問題等、音声化された試験問題の準備
- ③解答を終了するために必要な試験時間の延長
- ④視覚障害者や学習障害者のための訓練された朗読者の配置
- ⑤聴覚障害者のための口頭伝達手段に変わる手話通訳者等の配置
- ⑥筆記障害者のための代筆者の配置

⑦その他のサービスや活動

が含まれる。また、利用できる施設設備がない場合、必要な代替的配慮がなされなければならない。代替的措置の中には、例えば、受験生の個人宅を会場とし、試験監督者を派遣して試験を実施するような措置も含まれる。

第4に試験実施機関に対するこのような適切な試験の実施の義務付けである。感覚の技能・手指の技能・話す技能に障害を持つ者に対して特定の補助的援助を与えることが、その試験が測定目標とする受験生の知識や技能の測定法を基本的に変容させてしまう恐れがあったり、あるいはその機関にとって過度の不当な重荷となることが実証できないかぎり、試験を提供する試験実施機関は、障害を持つ者に対して適切な補助的援助を与えなければならない。

このように「障害を持つアメリカ人に関する法律」の理念は、障害者に対する大学入学者選抜試験にも適用され、障害の要因の影響ができるかぎり排除された大学進学適性検査や学力検査を、しかも健常者と平等に実施するため、試験実施機関には適切な試験方法の実施が義務付けられている。

3 進学適性検査SATの実施方法と問題点

(1) SATの実施方法

大学入学者選抜に於て全国テストの

成績は健常受験生と同様障害受験生にとっても重要である。米国の多くの高校生は教育テスト事業団ETS (Educational Testing Service) が実施する進学適性検査SAT (Scholastic Aptitude Test) や全米大学テスト事業団が実施する進学学力検査ACT (American College Testing Program) という全国テストを受験する。各大学は、この全国テストの成績及び、高校の成績と推薦状、入試担当者の面接結果、志願者の自己紹介状、学校や地域での目立った業績や活動歴等、多彩な資料によって入学者選抜を行っている⁹⁾。全国テストの成績は入学者選抜だけでなく、大学で奨学金を受けたり授業料の減免措置を申請する際の資料としても利用される。また、入学後のクラス分け等の資料としても活用される。

障害者に対する全国テストの実施方法の例として進学適性検査SATの受験特別措置¹⁰⁾について紹介する。

SATは試験の成績に対する障害の要因の影響を最小限にするため、次の条件を満たす障害受験生に対して種々の受験特別措置を講じている。

受験特別措置の対象者は両親の同意を得て教育委員会、学校管理者及び担任教師が作成している個別教育計画IEP (an Individual Educational Plan) に障害を有し、受験場の配慮を必要とする旨が記載されているものである。

もしIEPがなければ、医師、学校カウンセラー、診断調査チーム又は学習障害の専門家の内の異なる二人が作成した2通の書類でIEPに変えることができる。障害には視覚障害、聴覚障害、筆記障害及び学習障害が含まれる。なお、学習障害者とは、その知能の測定値に比して学習達成の程度がかなり低い者として操作的には定義され、視覚障害者や聴覚障害者等、他の障害者とは区別される。学習障害者はSATの障害受験生の約8割を占めている。

高校の学校管理者は自校の障害受験生のためにETSに対し必要な受験特別措置を申請し、送られてきた監督要領に基づきSATを実施することになっている。試験場は一般の全国テスト・センターではなく、その高校内で実施することができる。試験日も年2回、都合の良い日に設定することができる。試験問題形式は、視覚障害者のための点字問題と拡大文字問題、視覚障害者と学習障害者のための音声カセット・テープ問題及び、通常の墨字問題の4種類が用意されている。解答はマークシート又は拡大解答用紙に記入する。解答に当たっては朗読者や手話通訳者及び代筆者の手助けを受けることもできる。

試験時間も障害受験生の9割もが解答可能な時間を限度に延長することができる。健常受験生が2時間半の時間

制限内で受験している試験を、障害受験生は1日6時間を限度に2日にわたり、最大12時間まで試験時間を延長することが認められている。試験時間の延長限度は健常受験生の最大約5倍に及んでいる。

このように「障害を持つアメリカ人に関する法律」の理念に基づき、試験問題の形式及び試験時間等、受験生の必要を満たす方法でSATが実施されている。

(2) SATのフラグド・スコア

1973年の「リハビリテーション法第504条」は、入学者選抜に於ける障害の要因の影響を除去するため、各試験実施機関が全国テストの成績を大学に送る際に、その受験生が障害を有しているかどうかの情報を成績に付記して提供することを禁止している。しかし、障害者に対する試験時間の延長等、受験特別措置により、障害受験生と健常受験生の成績とが比較可能であるかが問題である。このため、現在各試験実施機関は障害受験生の全国テストの成績に受験特別措置の内容を付記するいわゆるフラグド・スコア (flagged score) を提供している。それにより障害受験生の成績の比較可能性の判断を大学側に委ねている。

ETSは、504条で禁止しているフラグド・スコアの提供をやめることが

できるかどうか、1982年以来組織的研究を進めている。成績に最も影響する要因としての障害受験生に対する試験時間の延長量を適正化することにより、健常受験生との成績の比較可能性を保証することができれば、フラグド・スコアの提供を止めることができる。

最近、障害受験生に対する適切な試験時間を、健常受験生が通常の試験時間内に解答を終了する人数を考慮して公平に定めようという提案がなされている⁶⁾。1987年度から1988年度までの2ヶ年度の試験データの分析によれば、5科目の試験時間に相当する2時間半の試験時間の制限内に全解答を完了した健常受験生は約54.5%である。同じ試験期に、54.5%の割合の障害受験生が解答を終了するために要する時間及び、それを健常受験生の試験時間150分（2時間半）で割った倍率を次表に示す。この54.5%を障害受験生に対する試験時間の延長量算出の規準にとると、視覚障害受験生のうち点字問題及び音声カセット・テープ問題の解答者には2.5倍、拡大文字問題及び通常問題の解答者には1.8倍。聴覚障害受験生には1.5倍。筆記障害又は学習障害受験生には1.8倍程度の延長が適切であるという結果が出ている。

表

障害受験生の54.5%解答終了者数、解答時間（分）、健常受験生の試験時間に対する倍率（1987～1988）

障害	問題	人数	時間	倍率
視覚	点字	208	378	2.52
	音声	156	368	2.45
	拡大	913	269	1.79
	通常	320	261	1.74
聴覚 筆記	通常	639	226	1.51
	拡大	32	292	1.95
	通常	721	261	1.74
学習	音声	2282	272	1.81
	拡大	505	270	1.80
	通常	10999	249	1.66

しかし、筆者の考えによればカセット・テープ問題だけを使用する全盲の解答者には点字問題の解答者よりも更に長い3倍程度の試験時間の延長量を必要とする。なぜなら視覚障害受験生の内、音声カセット・テープ問題の解答者の3分の2は拡大文字問題や通常問題の墨字問題を併せて利用しており、これらの解答者は重度若しくは軽度の弱視者である。残りの3分の1の解答者は音声カセット・テープ問題のみを使用しており、多くは全盲者と推測される⁷⁾。弱視者が墨字問題を見ながらカセット・テープを聞いて問題に解答す

るのに比べ、カセット・テープだけを聞いて解答する全盲者はより長い解答時間を必要とする。

このように障害受験生に対する適切な試験時間の延長量を定量的に推定し、障害受験生と健常受験生との成績を比較可能にする研究が進められている。健常受験生の最大約5倍の試験時間内に、障害受験生の9割もが解答を終了可能である。したがってSATを試験時間を制限しないパワー・テストとみなす場合には、現在の試験時間の延長量は適切である。一方、SATを試験時間を制限するスピーディッド・テストとみなす場合には、点字又は音声カセット・テープ問題の視覚障害受験生には2.5倍程度、その他の受験生には1.8倍程度等の時間延長が適切とされている。フラグド・スコアをなくすことが妥当であるかどうかを含め目下研究が続けられている。

4 終わりに

米国では「1973年のリハビリテーション法第504条」及び「1990年の障害をもつアメリカ人に関する法律」等、障害者に対する入学者選抜試験の実施理念が法的に確立している。それに基づいて障害者に健常者と平等に進学の機会を保証するため、障害に対応するいろいろな形式の問題の準備、適切な試験時間の延長等、入学試験結果に対

する障害の要因の影響をできるかぎり排除するよう種々の受験特別措置が講じられている。また、そのための研究も組織的に行われている。

米国と同様日本の障害者にも健常者と同様の進学機会を保証するためには、音声問題の新たな開発や適切な試験時間の延長量の推定等、試験実施方法のより一層の改善に資する科学研究が必要である。

一般に、ヨーロッパに対して日本と米国の大学入学制度は基本的に類似している。障害者に対する入学試験方法もほぼ同様である。しかし、試験の実施理念の法的確立及び実施方法に関して幾つかの相違が存在する⁸⁾。具体的試験の実施方法について言えば、日本でも点字を使用できない中途失明者や学習障害者のために音声カセット・テープ問題を新たに作成し、その実施方法を研究することが必要である。また、米国と日本の障害者に対する試験時間の延長量は大幅に異なるため、適切な試験時間の延長量を推定するための定量的な研究も緊急に必要とされている。

謝辞

ETSを訪問の折、関係者との段取りを取っていただいたETS研究員のKentaro Yamamoto氏に厚く御礼申し上げます。次第である。

文 献

- 1 池田輝政 (1992) 世界の大学入試
アメリカ 進研ニュースNo.200,
48-49.
- 2 中野善達・藤田和弘・田島裕
(1993) 障害を持つアメリカ人に関
する法律. 神奈川県: 湘南出版社
- 3 藤芳 衛 (1993) 視覚障害者と人
権-試験制度を中心に. リハビリ
テーション No.355,27-30.
- 4 Bennett, R. E., Rock, D. A.,
Kaplan, B. A. (1985) The psycho-
metric characteristics of the SAT
for nine handicapped groups.
ETS Report Research RR-85-49.
- 5 Educational Testing Service
(1990) Americans with disabilities
act workshop: testing regulations.
Educational Testing Service (un-
published).
- 6 Ragosta, M., Wendler, C. (1992)
Eligibility issues and comparable
time limits for disabled and non-
disabled SAT examinees. College
Board Report, No.92-5.
- 7 Willingham, W. W., Ragosta,
M., Bennett, R. E., Braun, H.,
Rock, D. A., Powers, D. E. (1998)
Testing Handicapped People. Boston:
Allyn and Bacon.